

# 大阪府循環型社会推進計画（案）の概要



## I 基本的事項

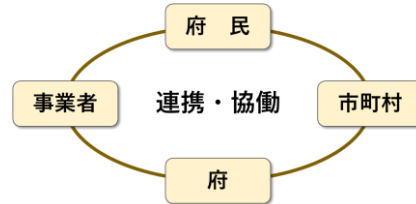
### 計画の位置づけ

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく都道府県廃棄物処理計画(第5条の5)
- 「2030大阪府環境総合計画」の資源循環分野の個別計画
- 「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づく施策の基本方針(第6条)、各主体の行動指針(第8条)

**計画期間** 2021年度から2025年度までの5年間

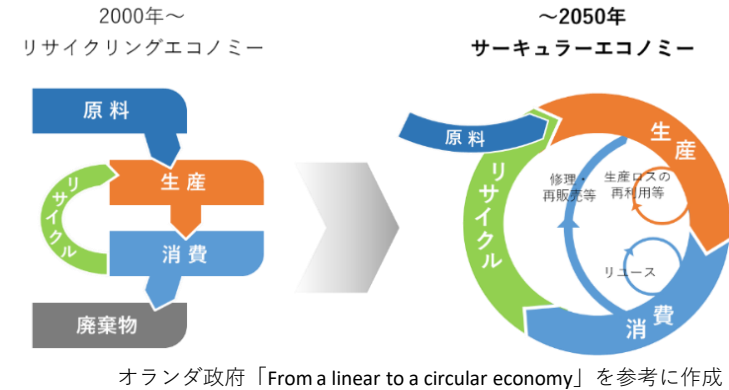
### 実施主体

循環型社会の実現のため、府民・事業者・市町村・府の各主体が、それぞれの果たすべき役割を認識した上で、連携・協働して、3Rや適正処理に取り組んでいく。



## めざすべき将来像 大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会

- 2030年には3Rの取組が一層進み、生じた廃棄物はほぼ全量が再生資源やエネルギーとして使用
- さらに2050年には、ESG投資が一層進み、シェアリングサービスが社会に浸透し、サーキュラーエコノミーに移行して、できるだけ少ない資源で最低限必要な物が生産され、全ての府民が持続可能なライフスタイルを実践
- また、プラスチックごみはリデュース、リユース又はリサイクル、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用し、海に流出しないよう適切に管理され、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を達成



## II 計画目標

府の現状を考慮しつつ、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画(2018年6月)」や「プラスチック資源循環戦略(2019年5月)(以下「プラ戦略」という。)」の目標や府の関連計画等を踏まえ設定

目標項目		2019年度実績値	2025年度目標値	目標値設定の考え方	
一般廃棄物	排出量(万トン)	308	276 (▲11%)	国の削減目標(2018年度比▲11%)と同等	
	再生利用率(%)	13.0	17.7 (+4.7)	最終処分量の目標(31万トン)を達成できる資源物分別収集量(プラスチック、紙ごみ等)を設定	
	最終処分量(万トン)	37	31 (▲16%)	国の削減目標(2018年度比▲17%)と同等	
	1人1日当たり生活系ごみ排出量(g/人・日)	450	400 (▲11%)	排出量の目標値から算出し、国の目標(440g/人・日)より少ない目標を設定	
	産業廃棄物	排出量(万トン)	1,357	1,368 (+1%)	国の目標や府の現状を考慮しつつ、新型コロナウイルスにより低下した産業活動の回復、一般廃棄物に混入している事業系廃プラスチック類の分別排出を見込んだうえで、建設混合廃棄物の発生抑制、プラスチックの有効利用の取組効果により目標を設定
プラスチックごみ	容器包装プラスチック(一般廃棄物)	排出量(万トン)	24	21 (▲14%)	プラ戦略の目標(2030年までにワンウェイプラスチック25%削減)の達成を見据えた目標を設定
		再生利用率(%)	27	50 (+23)	プラ戦略の目標(2030年までに容器包装プラ6割リサイクル等)の達成を見据えた目標を設定
プラスチックごみ	プラスチック(一般廃棄物・産業廃棄物)	焼却量(万トン)	48	36 (▲25%)	容器包装・製品プラスチックの削減・分別排出等の効果を見込んだ目標を設定
		有効利用率(%)	88	94 (+6)	プラ戦略の目標(2035年までに使用済みプラスチック100%有効利用)の達成を見据えた目標を設定

注) 目標値の( )は2019年度からの増減

## III 講じる施策(主なもの)

コロナ禍からより環境に配慮した社会・経済システムへの復興をめざす「グリーンリカバリー」の考え方を踏まえつつ、環境分野以外(教育、福祉、商工、建設等)とも連携し、以下の施策を実施

施策の柱	講じる施策	府民	事業者	市町村	府
(1) リデュース・リユース	・ごみを出さないライフスタイルの促進(おおさか3Rキャンペーンによるシェアリング等の普及啓発等)	○	○	○	○
	・ごみ処理有料化の促進(有料化の先行事例を踏まえた未実施市町村への働きかけ等)			○	○
	・食品ロス削減推進計画に基づく取組(食べ残しを減らす行動紹介、事業者の商慣習見直し等)	○	○	○	○
	・事業系の資源化可能な紙や一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の削減(市町村への搬入規制等働きかけ、デジタル化促進)			○	○
(2) リサイクル	・事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進(設計段階から分別排出やリユース・リサイクルしやすい素材などを使った建築物の普及、製造工程のIoT化による原料使用効率化の促進等)		○		○
	・資源化できる紙の分別・リサイクルの促進(市町村への分別収集や集団回収の働きかけ、府民啓発等)	○	○	○	○
(3) プラスチックごみ対策	・建設廃棄物の再資源化の促進(工事現場における分別排出徹底の周知・指導、分別事例の情報発信等)			○	○
	・マイ容器(食品、飲料、洗剤等日用品)使用可能店舗の情報発信等によるワンウェイプラスチックの削減(簡易包装・詰め替え・量り売り等の促進、マイボトルの普及、イベントにおけるリユース食器の使用促進等)	○	○	○	○
	・プラスチック製容器包装の分別・リサイクルの一層の推進(未実施市町村への働きかけ、分別排出の府民啓発等)		○		○
	・製品プラスチックの分別・リサイクルの実施(市町村での分別収集、事業者による自主回収の働きかけ)	○	○	○	○
(4) 適正処理	・より質の高いリサイクルの促進(マテリアルリサイクルなどが可能な処理業者の情報発信等)			○	○
	・一般廃棄物処理の広域化(広域化に関するコーディネート)、最終処分場の確保(大阪湾フェニックス事業)				○
	・産業廃棄物適正処理の徹底(排出事業者、処理業者等への立入検査・指導、不適正処理の未然防止)			○	○
	・災害発生時における廃棄物処理の備え(市町村計画の策定支援、相互支援体制の構築)			○	○

## IV 計画の進行管理

各主体の取組を推進するため、目標項目及び進行管理指標の進捗状況を毎年度(産業廃棄物は目標年度)ホームページ等で公表

進行管理指標	一般廃棄物	産業廃棄物	プラスチックごみ
	1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源物を含めた再生利用率	排出量から減量化量を除いた再生利用率・最終処分率	プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量、生活系焼却ごみのプラスチック混入率